

医療情報取得加算に関する掲示

- ・当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用することにより質の高い医療の提供に努めています。
- ・国が定めた診療報酬算定要件に従い、以下のとおり診療報酬点数を算定いたします。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診	現行保険証・マイナ保険証 提示有無にかかわらず	1点
再診 (3月に1回)	現行保険証・マイナ保険証 提示有無にかかわらず	1点